



平成30年6月29日

各位

会社名 オンコリスバイオフーマ株式会社
代表者名 代表取締役社長 浦田 泰生
(コード番号:4588)

問合せ先 取締役 小林 直樹
財務担当
(TEL.03-5472-1578)

第三者割当による第17回新株予約権(行使価額修正条項付) の発行及びファシリティ契約(行使停止指定条項付)の締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、下記のとおり、S M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)を割当予定先として第三者割当により新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行すること(以下「本資金調達」といいます。)及び金融商品取引法に基づく本新株予約権に関する届出の効力発生後にファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」といいます。)を締結することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成30年7月17日
(2) 発行新株予約権数	22,000個
(3) 発行 価 額	本新株予約権1個当たり550円(総額12,100,000円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数:2,200,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は393円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,200,000株です。
(5) 調達資金の額(新株 予約権の行使に際し て出資される財産の 価額)	1,447,300,000円(差引手取概算額)(注)
(6) 行 使 価 額 及 び	当初行使価額656円

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行使価額の修正条件	行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（効力発生日は本新株予約権の発行要項第 10 項をご参照ください。）に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	S M B C 日興証券株式会社
(9) その他	当社は、S M B C 日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、S M B C 日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められる予定です。また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に、当社と S M B C 日興証券との間で、S M B C 日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、S M B C 日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること（以下「行使停止指定条項」といいます。）等について取り決めた本ファシリティ契約を締結する予定です。なお、本ファシリティ契約に関する詳細につきましては、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(1) 資金調達方法の概要」をご参照ください。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使可能期間（本新株予約権の発行要項第 12 項に定める行使可能期間をいいます。以下同じです。）内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少いたします。

2. 募集の目的及び理由

当社は、ウイルス学に立脚した技術を駆使して、がんや重症感染症の治療法にイノベーションを起こし、世界の医療に貢献することを使命としています。現在、がん領域では新たながん治療薬が承認されてきていますが、いまだその効果は十分ではなく、さらに有効で安全性の高い治療法の開発が望まれています。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

腫瘍溶解ウイルス（ 1 ）を用いがん細胞を破壊する「がんのウイルス療法」の一つとして当社が開発を進めるテロメライシン®（OBP-301）は、がん細胞で特異的に増殖し、がん細胞を破壊することができるように遺伝子改変した5型のアデノウイルスです。5型のアデノウイルスは風邪の症状を引き起こすもので、自然界にも存在します。テロメライシン®は、がん細胞で特異的に増殖することでがん細胞を溶解させる強い抗腫瘍活性を示すことや、正常な細胞の中では増殖能力が極めて低いために、臨床的な安全性を保つことが期待されています。これまで嘔吐・脱毛・造血器障害等の重篤な副作用は報告されていないことから患者様のQOL（Quality of Life）の向上が期待されます。更に近年の研究により、ウイルス療法によって破壊されたがん細胞は、その特異的な抗原のシグナルを樹状細胞等の免疫細胞に直接伝えることにより、より強力ながん免疫を誘導できることが示唆され、近年その有効性が注目されている抗PD-1抗体等の免疫チェックポイント阻害剤（ 2 ）との併用により、より強力かつ全身的な抗がん作用が期待されています。

- 1 腫瘍溶解ウイルス（oncolytic virus）：がん細胞に感染すると抗腫瘍作用を示しそのがん細胞を破壊するウイルスの総称。
- 2 免疫チェックポイント阻害剤（immune check-point inhibitor）：人間の体の免疫反応をコントロールしている分子を「免疫チェックポイント分子」と呼びます。通常、人間の免疫反応はがん細胞を攻撃・破壊する働きを備えています。がん細胞はこの免疫チェックポイント分子に働きかけ、免疫細胞の働きを抑制させていることが近年明らかになってきました。このようながん細胞の働きをブロックし免疫反応を回復させる薬を免疫チェックポイント阻害剤（抗体薬）と呼びます。

現在、テロメライシン®に関しては、i)放射線併用食道がん医師主導臨床研究、ii)放射線併用食道がんPhase Ⅲ 企業治験、iii) 抗PD-1抗体ペムブロリズマブ併用の固形がん医師主導治験、iv)メラノーマPhase Ⅲ 並びにv)肝細胞がんPhase Ⅲ / Ⅳ、の5つの臨床試験が同時に進行しています。

上記i)の外科手術による切除や根治的放射線療法が困難な食道がん患者を対象に、テロメライシン®の放射線治療併用における安全性及び有効性を評価する「放射線併用食道がん医師主導臨床研究」では、合計13例の組込みが完了しデータを解析しています。共同研究契約先の岡山大学大学院医歯薬学総合研究科消化器外科学の藤原俊義教授グループにより、本結果は平成30年7月に開催される日本臨床腫瘍学会にて発表が予定されています。

「放射線併用食道がん医師主導臨床研究」と同じ疾患を対象とした、ii)の「放射線併用食道がんPhase Ⅲ 企業治験」においては、平成30年3月に効果安全性評価委員会より低用量群でのテロメライシン®の安全性確認の報告を受領しました。現在、高用量群への投与が進行中であり、Phase Ⅲ 臨床試験を平成30年中に終了させる計画です。本治験の実施施設は岡山大学病院と国立がん研究センター東病院の2施設で、最大12例まで投与を行う予定です。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

iii)の食道がんを中心とする各種固形がんに対して免疫チェックポイント阻害剤である抗PD-1抗体ペムプロリズマブを併用する「各種固形がん抗PD-1抗体併用医師主導治験」では、平成29年12月に投与が開始されました。本治験では、進行性又は転移性固形がん患者を対象に安全性・忍容性等の評価検討を最大28例まで行います。また、本治験の実施計画書は、本治験を主導する国立研究開発法人国立がん研究センター東病院先端医療科により、平成30年6月に米国シカゴで開催された米国臨床腫瘍学会（ASCO: American Society of Clinical Oncology）で発表されました。

iv)のメラノーマPhase 臨床試験においては、平成29年7月に被験者への投与が開始されました。本治験では、切除不能又は転移性メラノーマ患者を対象とし、テロメライシン®の有効性、安全性及び腫瘍免疫反応の評価を目的としています。治験実施施設は、Atlantic Health System等米国の複数施設で最大50例まで進める計画です。本試験は、平成28年12月9日付で開示した「行使価額修正条項付き第15回新株予約権（第三者割当て）の発行及びコミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ」のとおり、平成28年12月に発行した新株予約権が行使されたことにより調達した資金を用いて進行しております。

v)の肝細胞がんPhase / 臨床試験においては、国立釜山大学(韓国)と国立台湾大学(台湾)を治験実施施設として単回・反復投与を含め15例への投与を行い、平成30年内のPhase I臨床試験の終了を計画しています。本試験は、当社上場時の調達資金により実施されています。

また、上記に加えて、当社が中国でのテロメライシンの研究・開発・製造・販売権を付与したハンルイ社（江蘇恒瑞医薬股份有限公司、中国）は、中国政府への治験申請準備を行っています。

<現在のテロメライシン プロジェクト一覧>

（平成30年6月29日時点）

適応がん種	療法	地域	前臨床	Phase I	Phase II	Phase III
食道がん	放射線併用 医師主導臨床研究	日本				
	放射線併用 企業治験					
	抗PD-1抗体併用 医師主導治験					
皮膚がん (メラノーマ)	単剤	米国				
肝細胞がん	単剤	台湾・韓国				

* 上記に加えて、当社が中国における開発権を許諾したハンルイ社によるプロジェクトが進行中。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

今回の資金調達による調達資金については、上記) 及び) の臨床試験に続くものとして主に食道がんを対象にした以下の臨床試験への充当を予定しています。

テロメライシン®と放射線を併用した食道がんPhase / 企業治験 (日本)

テロメライシン®と抗PD-1抗体を併用した食道がんPhase 医師主導治験 (米国)

なお、 は米国で新たに腺がんを対象とする臨床試験として、) と並行して実施する計画です。詳しくは、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の「 テロメライシン®と抗PD-1抗体を併用した食道がんPhase 医師主導治験 (米国)」の説明をご参照ください。

今回の資金調達により上記の活動資金を確保し、テロメライシン®の研究開発速度を向上させます。また、食道がん領域のテロメライシン®臨床データを日本・米国で更に幅広く積み上げることで、他の「がんのウイルス療法」と対象疾患の差別化を図り、大手製薬会社とのライセンス契約の実現に繋げていく考えです。

< 調達資金の用途 >

適応がん種	療法	地域	前臨床	Phase I	Phase II	Phase III
食道がん	放射線併用 医師主導臨床研究	日本	[Red Arrow]			
	放射線併用 企業治験		[Red Arrow]			
	抗PD-1抗体併用 医師主導治験		[Red Arrow]			
	抗PD-1抗体併用 医師主導治験	米国	[Red Arrow]			
皮膚がん (メラノーマ)	単剤	米国	[Red Arrow]			
肝細胞がん	単剤	台湾・韓国	[Red Arrow]			

* 上記に加えて、当社が中国における開発権を許諾したハンルイ社によるプロジェクトが進行中。

資金調達を行うに際して、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 【他の資金調達方法との比較】」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、SMB C日興証券より提案を受けた上記「1. 募集の概要」及び下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載の本資金調達は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の選択理由 【本資金調達の方法の特徴】に記載のメリットがあることから、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 【本資金調達の方法の特徴】本新株予約権のデメリット」に記載のデメリットに鑑みても、本新株予約権の発行による資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権により資金調達することといたしました。

当社は、今回の資金調達によりテロメライシン®の研究開発速度を向上させると共に、早期に収益化に繋げ、中長期的な企業価値の最大化を目指してまいります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がS M B C日興証券に対し、行使可能期間を約2年間とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額の修正条項の内容は、本新株予約権の発行要項第10項をご参照ください。）を第三者割当の方法によって割当て、S M B C日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社はS M B C日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

【本ファシリティ契約の内容】

本ファシリティ契約は、当社とS M B C日興証券との間で、以下のとおり、S M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、行使停止指定条項等について取り決めるものであります。

S M B C日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使

S M B C日興証券は、行使可能期間中、下記 記載の本新株予約権の行使が制限されている場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。

ただし、S M B C日興証券は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。

当社による行使停止要請通知（行使停止指定条項）

S M B C日興証券は、行使可能期間において、当社からの行使停止要請通知（以下に定義します。）があった場合、行使停止期間（以下に定義します。）中、行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないものとされます。なお、当社は、かかる行使停止要請通知を随時、何回でも行うことができます。具体的には、以下のとおりです。ただし、当社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間においてはこの限りではありません。

- 当社は、S M B C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」といいます。）として、行使可能期間の間の任意の期間を指定するこ

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

とができます。

- 当社は、行使停止期間を指定するにあたっては、当該行使停止期間の開始日の3取引日前の日までに、S M B C日興証券に通知（以下「行使停止要請通知」といいます。）を行います。なお、当社は、行使停止要請通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- 行使停止期間の開始日及び終了日は、行使可能期間中の取引日のいずれかの日とします。
- 当社は、S M B C日興証券に対して、当該時点で有効な行使停止要請通知を撤回する旨の通知（以下「行使停止要請撤回通知」といいます。）を行うことにより、行使停止要請通知を撤回することができます。ただし、当該行使停止要請撤回通知の対象となる行使停止要請通知について、行使停止要請撤回通知が行われた日（当日を含みます。）から当該行使停止要請通知に係る行使停止期間の終了日（当日を含みます。）までの期間が2取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、行使停止要請撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。

（２）資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の過度な希薄化の抑制や株価への影響を軽減すると共に、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保すること、及び長期的に安定した財務基盤を維持することが可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択にあたっては、借入等のデット性資金の調達、又は公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討いたしました。今回の資金調達は、主に食道がんを対象にした臨床試験に係る活動資金を確保すると共に、長期的に安定した財務基盤を維持することを目的としており、このような目的に沿った資金調達方法として、急激な希薄化を回避し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向を踏まえた資金調達が可能な、当社の資金需要にも則したエクイティ性資金での調達が最適であると考えました。そのような状況の中、S M B C日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約のご提案をいただきました。

本ファシリティ契約は、上記「（１）資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とS M B C日興証券との間で、S M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、行使停止指定条項等について取り決めるものであります。これらの取り決めにより、行使可能期間において本新株予約権の行使が進むことで当社の資金調達及び資本増強を図りつつ、当社の資金需要や株価動向等を見極めながら当社の判断により行使停止期間を指定して資金調達の時期や行使される本新株予約権の量をコントロールすることが可能となります。さらに、上記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は2,200,000株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式価値の希薄化が限定されているため、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながら長期的に安定した財務基盤を維持することが可能であると考えられます。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社は今回の資金調達に際し、本新株予約権の発行に係るＳＭＢＣ日興証券からの提案内容並びに以下に記載する「本資金調達の方法の特徴」及び「他の資金調達方法との比較」を総合的に勘案した結果、本ファシリティ契約の締結を伴う本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

【本資金調達の方法の特徴】

本資金調達の方法の特徴は、以下のとおりとなります。

本新株予約権の行使に関する努力義務及び行使停止指定条項

本ファシリティ契約に基づき、行使可能期間中、(i)ＳＭＢＣ日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達及び資本増強が図られます。加えて、(ii)行使停止指定条項により、当社は、当社の判断によりＳＭＢＣ日興証券に対して本新株予約権を行使しないよう要請することができ、行使停止期間中、ＳＭＢＣ日興証券は本新株予約権の行使ができないこととなりますので、当社は、資金需要や株価動向等を見極めながら、資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができます。

希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は2,200,000株で一定であるため、本新株予約権の行使時点における株価動向によらず、当該行使の結果交付されることとなる当社普通株式数の上限は一定であること（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数110,843個（平成29年12月31日現在）に対する希薄化率は19.85%）により、希薄化の割合の上限が予め固定されており、既存株主の利益に配慮しています。なお、本新株予約権には下限行使価額が設定されておりますが、上限行使価額は設定されていないため、株価上昇時には希薄化の割合の上限は一定であるものの調達金額は増大します。

下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における本新株予約権の行使に伴う当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できることで、既存株主の利益に配慮しています。具体的には、本新株予約権の下限行使価額を393円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の60%に相当する金額）に設定いたしました。

割当予定先との約束事項

当社は、ＳＭＢＣ日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、(i)残存する本新株予約権の全てが行使された日、(ii)当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額を交付した日、(iii)ＳＭＢＣ日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日、又は(iv)平成32年7月31日のいずれか先に到来する日までの間、ＳＭＢＣ日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利又は義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)の発行又は売却(ただし、ストックオプション若しくは譲渡制限付株式報酬制度に関する発行、株式分割及び株式無償割当て、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。)を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することに係る公表を行わないことに合意する予定であります。

譲渡制限

S M B C日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本新株予約権買取契約において規定される予定であります。

本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項上、本新株予約権の取得事由として以下の事由が定められております。

- (ア)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。当社は、取得した本新株予約権を消却します。
- (イ)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」といいます。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)等で承認決議をした場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。
- (ウ)当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)～(オ)のようなデメリットがあります。

- (ア)本新株予約権の行使による資金調達は、S M B C日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り行われるものであり、また、下記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載の行使制限措置等の行使に係る制限があるため、上記「1. 募集の概要 (5) 調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)」に記載された調達資金の額に相当する資金を短期間で調達することは難しく、また本新株予約権の全部が行使される保証はありません。
- (イ)本新株予約権は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に上記「1. 募集の概要 (6)

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行使価額及び行使価額の修正条件」に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、修正後の行使価額の水準によっては、S M B C日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても同「1．募集の概要（5）調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）」に記載された調達資金の額に相当する資金を調達できない可能性があります。

(ウ)本新株予約権の発行による資金調達は、S M B C日興証券に対してのみ本新株予約権を割り当てる第三者割当方式で行われるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難です。

(エ)本ファシリティ契約において、S M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されるものの、S M B C日興証券は本新株予約権を行使する義務を負ってはならず、株価や出来高等の状況によっては本新株予約権の行使が進まず、資金調達及び資本増強が予定どおり達成されない可能性があります。

(オ)本新株予約権による希薄化の割合の上限は予め固定されておりますが、本新株予約権の全てが行使された時点、又は本新株予約権の全てが行使できなくなった時点まで、最終的な希薄化の割合を確定させることができません。

【他の資金調達方法との比較】

公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。

第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（以下「M S C B」といいます。）は、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換により交付される株式総数が転換終了まで未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。

新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要すると共に、割当先である既存投資家の参加率の見込み等によっては、引受手数料等のコストを当社が満足する水準に抑えつつ、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であることから、現時点においては当社の資金調達手法とし

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

て適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。

本ファシリティ契約の締結を伴わない新株予約権の発行は、当社が権利行使のタイミングや行使される新株予約権の量をコントロールする余地がなく、柔軟性及び希薄化への配慮の観点から適当ではないと考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。

借入により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、長期的に安定した財務基盤を維持するという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権に係る調達資金	1,455,300,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	12,100,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,443,200,000 円
・ 発行諸費用の概算額	8,000,000 円
・ 差引手取概算額	1,447,300,000 円

(注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
テロメライシン [®] と放射線を併用した食道がんPhase / 企業治験(日本)	647	平成30年10月～平成33年12月
テロメライシン [®] と抗PD-1抗体を併用した食道がんPhase 医師主導治験(米国)	800	平成30年8月～平成33年12月

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

注：がんのウイルス療法テロメライシン[®]（OBP-301）は、がん細胞で特異的に増殖し、がん細胞を破壊することができるように遺伝子改変した5型のアデノウイルスです。5型のアデノウイルスは風邪の症状を引き起こすもので、自然界にも存在します。テロメライシン[®]は、がん細胞で特異的に増殖することでがん細胞を溶解させる強い抗腫瘍活性を示すことや、正常な細胞の中では増殖能力が極めて低いために、臨床的な安全性を保つことが期待されています。これまで嘔吐・脱毛・造血器障害等の重篤な副作用は報告されていないことから患者様のQOL（Quality of Life）の向上が期待されます。更に近年の研究により、ウイルス療法によって破壊されたがん細胞は、その特異的な抗原のシグナルを樹状細胞等の免疫細胞に直接伝えることにより、より強力ながん免疫を誘導できることが示唆され、近年その有効性が注目されている抗PD-1抗体等の免疫チェックポイント阻害剤との併用により、より強力かつ全身的な抗がん作用が期待されています。

今回の調達資金は、新たに開始する下記のテロメライシン[®]臨床試験へ充当します。

テロメライシン[®]と放射線を併用した食道がんPhase I / 企業治験（日本）

テロメライシン[®]と抗PD-1抗体を併用した食道がんPhase II 医師主導治験（米国）

具体的には上記の試験で発生する CRQ（Contract Research Organization: 医薬品開発業務受託機関）等への委託費用、医療機関への臨床試験参加者の医療費等、及び研究開発部門の活動諸費用へ充当したいと考えております。なお、第15回新株予約権の発行により調達した資金によりテロメライシン[®]のGMP製造を行ったため、これらの臨床試験で使用するテロメライシン[®]の製造は完了しております。

< 現在（平成30年6月29日時点）のテロメライシン プロジェクト一覧及び調達資金の使途 >

適応がん種	療法	地域	前臨床	Phase I	Phase II	Phase III	
食道がん	放射線併用 医師主導臨床研究	日本	[Red Arrow]				
	放射線併用 企業治験		[Red Arrow]			調達資金の使途①	
	抗PD-1抗体併用 医師主導治験		[Red Arrow]				
	抗PD-1抗体併用 医師主導治験	米国	[Red Arrow]			調達資金の使途②	
皮膚がん (メラノーマ)	単剤	米国	[Red Arrow]				
肝細胞がん	単剤	台湾・韓国	[Red Arrow]				

* 上記に加えて、当社が中国における開発権を許諾したハンルイ社によるプロジェクトが進行中。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

テロメライシン[®]と放射線を併用した食道がんPhase / 企業治験（日本）

外科手術による切除や根治的放射線療法が困難な食道がん患者を対象に、テロメライシン[®]の放射線治療併用における安全性及び有効性を評価する「放射線併用食道がん医師主導臨床研究」は、合計13例の組込みが完了しました。

当社は同臨床研究と同じ疾患を対象とした企業治験を推進しており、平成29年7月に低用量群での投与を開始しました。現在、高用量群への投与を進めており、本Phase 臨床試験を平成30年中に終了させる計画です。

医療現場においては、高齢あるいは腎機能低下等を理由に、放射線以外の手術や化学療法等を断念し、放射線単独療法を選択するということが行われています。当社は、「未来のがん治療にパワーを与え、その実績でがん治療の歴史に私たちの足跡を残してゆくこと」をビジョンとしています。他の治療法を断念せざるを得ない医療現場へ新たな治療選択肢を提供することに貢献し、本ビジョンの具現化に繋げてまいります。

今回の調達資金は、平成31年12月期から開始予定である放射線併用Phase / 企業治験及びその準備費用として平成30年10月より充当を開始し、テロメライシン[®]の許認可取得に向けた試験を推進する考えです。

テロメライシン[®]と抗PD-1抗体を併用した食道がんPhase 医師主導治験（米国）

食道がんを中心とした進行性又は転移性固形がん患者を対象に、テロメライシン[®]の抗PD-1抗体ペムプロリズマブ併用における安全性・忍容性等を評価する「各種固形がん抗PD-1抗体併用医師主導治験」は、平成29年12月に投与が開始されました。

日本の食道がんの組織型は、扁平上皮がんが90%以上を占めます。扁平上皮がんは、体の表面や食道等の内部が空洞になっている臓器の内側の粘膜組織から発生するがんです。一方、欧米の食道がんの組織型は、腺がんが大半を占めます。腺がんは、体を構成する組織のうち、腺組織と呼ばれる上皮組織から発生するがんです。

当社は、日本国内の食道がん患者の大半を占める扁平上皮がんに加えて、米国で新たに腺がんを対象とする臨床試験を並行して実施する計画です。二つの組織型に関するテロメライシン[®]の臨床データを更に積み上げることで、食道がん治療においてテロメライシン[®]が活用できる幅を拡げたいと考えています。そのため、平成30年1月に当社・岡山大学藤原教授・米国のKey Opinion Leaderと共に、食道がんの治療適応拡大に関する討議を米国で開始しました。

今回の調達資金は、米国規制当局並びに治験実施施設の許可を得た上で、平成30年中に開始を見込んでいる米国での抗PD-1抗体併用医師主導治験に充当し、テロメライシン[®]の食道がん領域での臨床データを更に充実させることで他の「がんのウイルス療法」と対象疾患の差別化を図り、大手製薬会社とのライセンス契約の実現に繋げていく考えです。

(注) 1 . 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

2 . 本新株予約権の行使状況によって調達資金の額や調達時期が決定されることから、支出

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

予定時期の期間中に想定どおりの資金調達ができなかった場合には、他の方法による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、実施時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金用途には充当できなくなる可能性があります。そのような場合には、他の方法による資金調達の実施、事業収入や既存の調達資金の資金用途を変更し活用すること等を検討する可能性があります。

3. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の用途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、臨床試験の進捗状況や資金の需要状況等を考慮した上で、上記資金用途に追加充当する予定です。

5. 資金用途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、企業価値の向上及び長期的に安定した財務基盤の維持を図ることが可能となり、事業成長の実現と財務内容の向上に繋がるものであり、当社の経営上合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人)が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の550円としました。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、当社の行動については資金調達をすべく本ファシリティ契約に基づく行使停止要請通知を行わず、株価が上昇している際には取得条項については行使しないこと等を仮定し、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、株価水準に留意しながら権利行使を行うものとし、行使した本新株予約権に係る株式数を全て売却した後に次の権利行使を行うことを仮定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。

本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成30年6月28日)の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である393円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の60%に相当する金額で設定されており、最近6か月間の当社普通株式の普通取引の

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

終値の平均値（871 円）及び発行決議日直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値（656 円）と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

また、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式の株式数は2,200,000株（議決権数22,000個）であり、当社の発行済株式総数11,086,000株（平成30年5月31日現在）に対して19.84%、当社の総議決権数110,843個（平成29年12月31日現在）に対して19.85%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権による資金調達は、企業価値の向上及び長期的に安定した財務基盤の維持に繋がるものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要の適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去2年間（平成28年6月から平成30年5月まで）の1日当たりの平均出来高は292,478株であり、直近6か月間（平成29年12月から平成30年5月まで）の同出来高においても313,527株となっており、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数2,200,000株を行使可能期間である約2年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約4,409株となるため、当社普通株式の上記の流動性の状況を踏まえると、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、割当予定先として選択したS M B C日興証券との間で、S M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、行使停止指定条項等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であることに鑑み、発行数量の規模は合理的であるとと考えております。

また、本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができること、当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7．割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1）名	称	S M B C日興証券株式会社	
（2）所	在	地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
（3）代	表	者	取締役社長 清水 喜彦
役	職	氏名	

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 事業内容	金融商品取引業等		
(5) 資本金	100億円		
(6) 設立年月日	平成21年6月15日		
(7) 発行済株式数	200,001株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	10,574人(平成30年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当該会社が当社の株式59,800株(平成30年5月31日現在。平成29年12月31日現在の当社の普通株式に係る総議決権数の0.54%)を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円。特記しているものを除きます。)			
決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
連結純資産	697,808	544,248	818,734
連結総資産	10,479,163	11,687,428	10,691,674
1株当たり連結純資産(円)	3,489,023	2,721,226	4,093,650
連結営業収益	318,791	361,232	397,405
連結営業利益	51,350	75,804	89,690
連結経常利益	55,826	80,064	94,982
親会社株主に帰属する当期純利益	42,106	46,943	63,705
1株当たり連結当期純利益(円)	210,529	234,714	318,523

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

1 株当たり配当金（円）		1,059,145
--------------	--	-----------

（注）S M B C日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対して第三者割当の割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を提出しておりません。

（２）割当予定先を選定した理由

当社はS M B C日興証券以外の金融機関からも資金調達に関する提案を受けましたが、S M B C日興証券より提案を受けた本資金調達の手法及びその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制すると共に、長期的に安定した財務基盤を維持し、将来の資金需要を見据えた機動的な資金調達手段が必要であるという当社のニーズに最も合致しているものと判断いたしました。その上で、S M B C日興証券が上記「１．募集の概要」及び「３．資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本資金調達の方法の特徴その他の商品性全般に関する知識を有していることに加え、新規上場時から当社と良好な関係を築いてきたこと、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、S M B C日興証券への割当てを決定いたしました。

（注）本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるS M B C日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（３）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、S M B C日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。また、当社は、S M B C日興証券が、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について長期保有する意思を有しておらず、市場動向等を勘案し適時売却していく方針であることを口頭で確認しております。

当社とS M B C日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、M S C B等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容を定める予定です。

当社は、S M B C日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、(i)残存する本新株予約権の全てが行使された日、(ii)当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個あたりに

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

つき払込金額と同額を交付した日、(iii) S M B C 日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日、又は(iv)平成 32 年 7 月 31 日のいずれか先に到来する日までの間、S M B C 日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利又は義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）の発行又は売却（ただし、ストックオプション若しくは譲渡制限付株式報酬制度に関わる発行、株式分割及び株式無償割当て、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。）を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することに係る公表を行わないことに合意する予定であります。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である S M B C 日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の平成 30 年 3 月期決算短信に記載されている平成 30 年 3 月 31 日現在の連結財務諸表等から十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

８．募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 12 月 31 日現在）	
アステラス製薬株式会社	6.55%
WONIK CUBE Corp.	6.17%
浦田 泰生	2.89%
松井証券株式会社	2.59%
竹林 嘉浩	1.65%
雨堤 正博	1.17%
株式会社 SBI 証券	1.11%
野村證券株式会社	1.02%
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C 69250601	0.91%
UBS AG SINGAPORE	0.84%

（注）今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、その他に新株式発行・自己株式処分・自

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

己株式取得を行わないと仮定した場合、かかる行使後の割当予定先の所有株式数は2,200,000株、かかる行使後の割当予定先の所有議決権数が総議決権数に占める割合は16.56%となります(平成30年5月31日現在で割当予定先が保有している当社の普通株式を除きます。)

9. 今後の見通し

平成30年2月9日付「平成29年12月期 決算短信」にて公表いたしました平成30年12月期の業績予想に変更はありません。

なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、当社の企業価値を最大化させることにつながるものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続き

今般の第三者割当は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数で除して算出した希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (単位:百万円。特記しているものを除きます。)

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
売上高	121	178	229
営業利益	951	861	1,078
経常利益	854	864	1,087
当期純利益	857	931	1,090
1株当たり当期純利益(円)	93.35	101.18	106.23
1株当たり配当額(円)			
1株当たり純資産額(円)	381.27	283.43	263.54

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成30年5月31日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	11,086,000株	100.00%

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	1,653,600 株	14.92%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	-	-
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	-	-

（注）上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものです。

（3）最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期
始 値	644 円	1,074 円	801 円
高 値	2,070 円	1,121 円	1,222 円
安 値	401 円	602 円	649 円
終 値	1,079 円	781 円	656 円

（注）平成30年12月期の株価については、平成30年6月28日現在で表示しております。

最近6か月間の状況

	平成30年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	801 円	1,130 円	863 円	914 円	865 円	752 円
高 値	1,222 円	1,147 円	995 円	943 円	904 円	808 円
安 値	795 円	741 円	780 円	824 円	734 円	649 円
終 値	1,087 円	874 円	909 円	866 円	743 円	656 円

（注）平成30年6月の株価については、平成30年6月28日現在で表示しております。

発行決議前営業日における株価

	平成30年6月28日現在
始 値	666 円
高 値	670 円
安 値	649 円
終 値	656 円

（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割当日	平成28年12月26日
発行新株予約権数	18,400 個

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

発行価額	新株予約権 1 個当たり 730 円 (総額 13,432,000 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,063,192,000 円 (差引手取概算額 : 2,053,192,000 円) (内訳) 新株予約権発行分 : 13,432,000 円 新株予約権行使分 : 2,049,760,000 円
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
募集時における発行済株式数	9,228,100 株
当該募集による潜在株式数	1,840,000 株
現時点における行使状況	全て行使済み
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,415,029,000 円 (1,405,029,000 円) (内訳) 新株予約権発行分 : 13,432,000 円 新株予約権行使分 : 1,401,597,000 円
発行時における当初の資金用途	(1) テロメライシン®単剤及び免疫チェックポイント阻害剤との併用療法での臨床試験の実施 (2) 臨床試験で使用するテロメライシン®の追加 GMP 製造の実施
発行時における支出予定時期	(1) 平成 28 年 12 月 ~ 平成 31 年 12 月 (2) 平成 30 年 3 月 ~ 平成 31 年 9 月
現時点における資金の充当状況	これまでにテロメライシン®単剤での臨床試験に関する費用、臨床試験で実施するテロメライシン®の追加 GMP 製造費用として、それぞれ約 3.6 億円、約 0.9 億円を充当しています。なお、未充当の金額は約 9.4 億円であり、上記資金用途の進捗と需要状況に伴い順次充当していく予定です。

なお、当社は、平成 25 年 12 月の当社新規上場時に公募増資及び第三者割当増資を実施し約 51 億円を調達しております。当該調達時においては、その調達資金のうち、約 39 億円を医薬品事業の研究開発費、約 7.2 億円を検査事業の研究開発費として、平成 30 年 12 月期までに充当する予定でありました (残額は平成 31 年 12 月期以降の研究開発費として充当予定)。しかしながら、研究開発の進捗の遅れにより、平成 30 年 6 月までに医薬品事業の研究開発費として約 19.2 億円、検査事業の研究開発費として約 4.8 億円を充当する見込みです。そのため、未充当金額が約 27 億円ございますが、これについては、上記調達時における資金調達の用途のまま平成 31 年 12 月期以降の研究開発費として、引き続き充当する予定です。なお、今回の資金調達の用途との重複はございません。

以上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

8. 各本新株予約権の払込金額 550 円（本新株予約権の目的である普通株式 1 株当たり 5.5 円）
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた額とする。
 (2) 行使価額は、当初 656 円とする。ただし、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調整されることがある。

10. 行使価額の修正

- (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額(以下に定義する。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
 (2) 「下限行使価額」は、393 円(ただし、第 11 項の規定を準用して調整される。)とする。
 (3) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受け

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て（以下総称して「株式分割等」という。）をする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものとして本 を適用する。ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人にストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして（なお、単一の証券（権利）に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。）行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

ただし、本 に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件として

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

いるときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき（ただし、第14項第(2)号に定める場合を除く。）

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

日が第10項に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額のみが調整される場合を含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。)調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使可能期間

平成30年7月18日から平成32年7月31日(ただし、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

15. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第 17 項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第 17 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

18. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行麻布支店

19. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

20. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 550 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初 656 円とした。

22. 1 単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその指名する者に一任する。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。